

2020年5月8日

各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社
代表取締役社長 長澤 仁志

当社と郵船ロジスティクス株式会社との簡易吸収分割に関する事項
(会社法第782条に基づく合併書類の備置き、公示)

当社と郵船ロジスティクス株式会社(以下、「YLK」といいます。)は、2020年7月1日を効力発生の予定日として、当社を吸収分割会社、YLKを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)に係る吸収分割契約を4月30日付で締結しました。

本吸収分割について、会社法第782条及び会社法施行規則第183条の定めにより、下記の書類を備え置くことといたします。

記

1. 会社分割契約書

別紙1記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する説明

当社は、本吸収分割に際して、承継会社から株式その他の資産の対価の交付を受けません。また、承継会社において、資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割に係る剰余金の配当等に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. YLKの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

なお、YLKの本店につきまして、2020年5月7日より東京都品川区東品川4丁目12番4号に移転しております。

6. YLK の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

7. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

8. 吸収分割が効力を生じる日以後における分割会社（当社）の債務及び承継会社（YLK）の債務（分割会社が分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項について
本吸収分割が連結業績に及ぼす影響は軽微であり、債務の履行に支障となる要因はございません。

以上



吸収分割契約書

日本郵船株式会社（以下「甲」という）と郵船ロジスティクス株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割会社・吸収分割承継会社の商号・住所）

本契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」という）における吸収分割株式会社及び吸収分割承継株式会社並びにそれらの商号及び住所は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 吸収分割株式会社

甲 商 号 日本郵船株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル

(2) 吸収分割承継株式会社

乙 商 号 郵船ロジスティクス株式会社

住 所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 住友不動産芝公園タワー

第2条（吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙は、本件分割により、甲から、甲が有する以下の株式を承継する。

横浜共立倉庫株式会社 普通株式 4,806,687株

2. 乙は、前項に定めるほか、本件分割に際して、甲から、資産、債務、雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第3条（吸収分割に際して対価として交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して、株式その他の金銭等の交付を行わない。

第4条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2020年7月1日とする。但し、本件分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、会社法 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

第 7 条（吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除）

本件効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙で協議の上、本件分割の条件を変更し、本件分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第 9 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲と乙の間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が、記名押印の上、各1通を保有する。

2020年4月30日

甲： 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル
日本郵船株式会社
代表取締役社長
長澤 仁志



乙： 東京都港区芝公園二丁目11番1号 住友不動産芝公園タワー
郵船ロジスティクス株式会社
代表取締役社長
神山 高



計 算 書 類

(第65期)

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

東京都港区芝公園二丁目11番1号

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,751	流 動 負 債	23,957
現金及び預金	272	営業未払金	9,386
営業未収入金	17,425	短期借入金	5,711
貯蔵品	44	未払金	1,428
前払費用	446	未払費用	247
短期貸付金	323	未払法人税等	134
C M S 預け金	5,412	預り金	187
その他	898	C M S 預り金	5,370
貸倒引当金	△ 69	賞与引当金	1,260
		役員賞与引当金	31
		債務保証損失引当金	108
		その他	95
固 定 資 産	34,254	固 定 負 債	17,403
有形固定資産	5,414	長期借入金	14,127
建築物	2,127	退職給付引当金	2,507
構築物	44	賞与引当金	43
車輛運搬具	5	役員賞与引当金	29
工具、器具及び備品	322	繰延税金負債	562
土地	2,916	その他	135
無形固定資産	979	負 債 合 計	41,360
ソフトウェア	444	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	2	株 主 資 本	17,380
その他	533	資 本 金	4,301
投資その他の資産	27,861	資 本 剰 余 金	4,812
投資有価証券	902	資本準備金	4,744
関係会社株式	22,057	その他資本剰余金	68
関係会社出資金	305	利 益 剰 余 金	8,341
長期貸付金	1,347	利益準備金	337
差入保証金	911	その他利益剰余金	8,004
前払年金費用	1,563	別途積立金	15,500
その他	206	繰越利益剰余金	△ 7,496
貸倒引当金	△ 230	自 己 株 式	△ 74
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	265
		その他有価証券評価差額金	265
資 産 合 計	59,005	純 資 産 合 計	17,645
		負 債 純 資 産 合 計	59,005

(注)記載金額は、表示単位未満を四捨五入表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		89,353
営 業 原 価		70,314
営 業 総 利 益		19,039
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,461
営 業 損 失		△ 422
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	983	
そ の 他	538	1,521
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	164	
そ の 他	14	178
経 常 利 益		921
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7	
会 員 権 売 却 損	4	
移 転 関 連 費 用	296	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	288	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	108	703
税 引 前 当 期 純 利 益		218
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	138	
法 人 税 等 調 整 額	46	184
当 期 純 利 益		34

(注)記載金額は、表示単位未満を四捨五入表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,301	4,744	68	337	15,500	△ 7,530	△ 74	17,346	
当期変動額									
当期純利益						34		34	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	34	-	34	
当期末残高	4,301	4,744	68	337	15,500	△ 7,496	△ 74	17,380	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	350	350	17,696
当期変動額			
当期純利益			34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 85	△ 85	△ 85
当期変動額合計	△ 85	△ 85	△ 51
当期末残高	265	265	17,645

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- イ。関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ロ。其他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブの評価方法 時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～40年 |
| 構築物 | 3～60年 |
| 車両運搬具 | 4～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
|-------------|----|

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 債務保証損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財務状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ。退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ。数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により換分した額をそれぞれ発生のある事業年度から費用処理しております。
- (追加情報)
役員退職慰労金制度の廃止 当社は、2018年6月26日開催の第64期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分131万円を支給予定時期に応じて、流動負債の「未払金」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) ヘッジ会計の処理

- ① ヘッジ会計の方法 当社がヘッジ手段として用いる為替予約は振当処理の適用要件を満たしておりますので振当処理を、金利スワップは特例処理の適用要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	貸付金及び借入金
金利スワップ	借入金
- ③ ヘッジ方針 当社の内部規則に従い、当社は為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、金利変動のリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。また、信用リスクを回避するため、高格付けを有する金融機関とのみ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 6,783 百万円

(2) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対して、次の通り債務保証を行っております。
なお、下記の金額は、保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

Yusen Logistics (UK) Ltd.	6,847 百万円
Yusen Logistics (Americas) Inc.	6,793 百万円
Yusen Logistics (Europe) B.V.	4,718 百万円
Yusen Logistics (Benelux) B.V.	1,579 百万円
Yusen Logistics (France) S.A.S.	1,376 百万円
Yusen Logistics (Mexico), S.A. de C.V.	994 百万円
PT. Puninar Yusen Logistics Indonesia	949 百万円
Yusen Logistics (Deutschland) GmbH	893 百万円
Yusen Logistics (India) Private Limited	722 百万円
その他	1,094 百万円
合 計	25,965 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,323 百万円
長期金銭債権	1,345 百万円
短期金銭債務	16,232 百万円
長期金銭債務	1,000 百万円

(4) 役員に対する金銭債務

短期金銭債務	97 百万円
長期金銭債務	34 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	6,820 百万円
営業費用	17,262 百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,070 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	42,221 千株	— 千株	— 千株	42,221 千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	54 千株	— 千株	— 千株	54 千株

(3) 配当に関する事項

① 配当支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	163 百万円	2019年3月31日	2019年6月26日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用等であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュマネジメントを利用した預け金等に限定し、また、資金調達についてはキャッシュマネジメントシステムと銀行借入によることを基本方針としております。

デリバティブは、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はございません。

営業債権である営業未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

貸付金は主に関係会社に対するものであります。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。

長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての貸付金や借入金、営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた内部規則に従って行っており、デリバティブの利用にあたっては、取引相手の倒産等によって契約不履行となることで被る損失に係る信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	272	272	—
(2) 営業未収入金	17,425	17,425	—
(3) CMS預け金	5,412	5,412	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	684	684	—
(5) 長期貸付金 (*1)	1,668		
貸倒引当金 (*2)	△ 288		
	1,380	1,411	31
資産計	25,173	25,204	31
(1) 営業未払金	9,386	9,386	—
(2) 短期借入金 (*3)	5,511	5,511	—
(3) 未払金	1,428	1,428	—
(4) CMS預り金	5,370	5,370	—
(5) 長期借入金 (*3)	14,327	14,539	212
負債計	36,022	36,234	212
デリバティブ取引 (*4)	8	8	—

(*1) 1年以内回収予定の長期貸付金は、(5)長期貸付金に含めております。

(*2) 長期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金には含めておらず(5)長期借入金に含めております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)営業未収入金、並びに(3)CMS預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) CMS 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によつております。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

当事業年度	
関係会社株式	22,857 百万円
非上場株式 (*1)	218 百万円
合計	23,075 百万円

(*1) 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本郵船株	(被所有) 直接100.00%	資金の移動	資金の移動	3,671	CMS預け金	4,000
				利息の受取	1		
			資金の借入	資金の借入	1,000	長期借入金	1,000
				利息の支払	2	その他流動負債 (未払利息)	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の移動については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供していません。
取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供していません。

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	郵船トラバクル株式会社	直接100.00%	役員の兼任	資金の移動	1,862	CMS預り金	2,366
				利息の支払	2		
子会社	郵船ロジシテック株式会社	直接100.00%	役員の兼任 代理店契約 の締結	資金の移動	1,701	CMS預け金	1,372
				利息の受取	6		
子会社	Yusen Logistics (Americas) Inc.	直接51.00%	役員の兼任 代理店契約 の締結 債務保証等	着払運賃 の回収等	8,257	営業未収入金	912
				着払運賃 の支払等	6,616	営業未払金	744
				債務保証等	6,793	-	-
子会社	Yusen Real Estate (Hai Phong) Co., Ltd.	間接100.00%	役員の兼任	資金の貸付	-	短期貸付金	144
				利息の受取	32	その他流動資産 (未収利息)	3
子会社	Yusen Logistics (Hong Kong) Limited.	直接100.00%	役員の兼任	資金の借入	1,472	短期借入金	1,472
				利息の支払	12	その他流動負債 (未払利息)	7
子会社	Yusen Logistics (Thailand) Co., Ltd.	直接78.59% 間接21.41%	役員の兼任	資金の借入	3,837	短期借入金	3,837
				利息の支払	14	その他流動負債 (未払利息)	10
子会社	Yusen Logistics (UK) Ltd.	間接100.00%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	6,847	-	-
子会社	Yusen Logistics (Mexico), S.A. de C.V.	直接93.08% 間接6.92%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	994	-	-
子会社	PT. Puninar Yusen Logistics Indonesia	直接51.00%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	949	-	-
子会社	Yusen Logistics (Benelux) B.V.	間接100.00%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	1,579	-	-

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Yusen Logistics (France) S. A. S.	間接100.00%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	1,376	-	-
子会社	Yusen Logistics (Deutschland) GmbH	間接100.00%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	893	-	-
子会社	Yusen Logistics (India) Private Limited	直接31.53% 間接19.47%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	722	-	-
子会社	Yusen Logistics (Europe) B. V.	直接64.48%	役員の兼任 債務保証等	債務保証等	4,718	-	-
				増資の引受	1,509	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の移動については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供しておりません。
取引金額は期中の平均残高を記載しております。
当該子会社の他に、国内子会社11社について同様の取引を行っております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
なお、担保は提供しておりません。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 418円 45銭
(2) 1株当たり当期純利益 0円 81銭

計算書類の附属明細書
(第65期)

自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

郵船ロジステイクス株式会社

東京都港区芝公園二丁目11番1号

(目 次)

ページ

(計算書類に係る附属明細書)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	2
3. 販売費及び一般管理費の明細	3

- (注) 1. 本附属明細書記載の金額は、別段の記載ある場合を除き表示単位未満を四捨五入表示しております。
2. 金額欄中、ゼロは表示単位未満を四捨五入したことを示し、(一)は該当事項がないことを示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	2,285	77	29	206	2,127	5,565	7,692
	構築物	51	1	2	6	44	263	307
	車輜運搬具	14	-	4	5	5	19	24
	工具、器具及び備品	392	131	23	178	322	936	1,258
	土地	2,986	-	70	-	2,916	-	2,916
	計	5,728	209	128	395	5,414	6,783	12,197
無形固定資産	ソフトウェア	451	197	7	197	444	-	-
	ソフトウェア仮勘定	-	114	112	-	2	-	-
	その他	600	-	-	67	533	-	-
	計	1,051	311	119	264	979	-	-

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 減少： 浜松貨物センター売却 25 百万円
 土地 減少： 浜松貨物センター売却 70 百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	19	288	8	299
賞与引当金	1,012	1,303	1,012	1,303
役員賞与引当金	-	60	-	60
退職給付引当金	2,439	606	538	2,507
役員退職慰勞引当金	442	16	458	-
債務保証損失引当金	-	108	-	108

(注) 引当金の計上理由及び算定方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目		金額	摘要
1	役員報酬	138	
2	給料及び賞与	6,901	
3	賞与引当金繰入額	1,182	
4	役員賞与引当金繰入額	60	
5	退職給付費用	583	
6	役員退職慰労引当金繰入額	16	
7	福利厚生費	1,888	
8	業務委託費	1,274	
9	販売手数料	1,811	
10	広告宣伝費	27	
11	賃貸借料	667	
12	減価償却費	393	
13	その他	4,521	
合計		19,461	

(添付書類)

事業報告

(第65期)

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

東京都港区芝公園二丁目11番1号

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の現況に関する事項

当期におけるわが国経済は、実質経済成長率が0.7%増にとどまり、GDPデフレーターも3四半期連続でマイナスを記録する中、デフレ再燃もささやかれる状況となり、第4四半期以降は外需の低迷に押され停滞感も漂い始める安定感に乏しい経済情勢が続きました。

一方、世界経済においては、米国の回復傾向が継続し、欧州経済は英国のブレグジットをめぐる混迷が続きましたが、緩やかな回復基調を辿りました。しかし、米中通商摩擦に端を発した中国経済の減速感が顕在化し、世界的に不安定な経済情勢が続きました。

このような状況下、第3四半期には、台風21号に伴う関西の空港・港湾施設などへの被害もあり、輸出入滞留貨物解消のための緊急対応ニーズが増加しました。これに加え、米中追加関税回避に向けた一時的な駆け込み出荷は、収益性向上に貢献いたしました。続く第4四半期は、輸送需要の反動減や外需低迷の影響で、一転して厳しい収益環境を余儀なくされましたが、通期を通して費用抑制を意識した経営に努めました。

なお、部門別の取扱実績は次のとおりであります。

日本	第64期 (2017年度)	第65期 (2018年度)	前期比 (%)
海上輸出 取扱量 (TEU)	133,100	131,316	98.7
海上輸入 取扱件数 (件)	72,039	75,858	105.3
航空輸出 取扱重量 (トン)	118,812	129,147	108.7
航空輸入 取扱件数 (件)	216,332	195,727	90.5

以上の結果、営業収益は89,353百万円(前期比16.8%増)、営業損失は422百万円(前期は1,881百万円の営業損失)、経常利益は921百万円(前期は69百万円の経常損失)、当期純利益34百万円(前期は508百万円の当期純損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期において、当社は設備投資等の所要資金として長期借入金1,000百万円を調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項目	第62期 (2015年度)	第63期 (2016年度)	第64期 (2017年度)	第65期 (2018年度)
営業収益 (百万円)	73,830	70,943	76,518	89,353
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	134	△1,179	△69	921
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△370	△5,480	△508	34
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△8円78銭	△129円96銭	△12円5銭	0円81銭
総資産 (百万円)	57,417	57,352	58,446	59,005
純資産 (百万円)	25,021	18,879	17,696	17,645
1株当たり純資産	593円35銭	447円70銭	419円68銭	418円45銭

(注) 1. 営業収益には消費税は含まれていません。

2. 1株あたり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	親会社が有する当社の議決権数および議決権比率	主要な事業内容	取引内容
日本郵船株式会社	144,319 百万円	421,666 個 (100.00%)	海上運送業	当社は業務の一部として親会社社用品に係る航空貨物を取り扱い、また当社取扱海上貨物の一部運送を親会社に委託しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
Yusen Logistics (Americas) Inc.	US\$ 70,976,300	51.00%	航空運送代理店業 貨物利用運送事業 倉庫業、通関業
Yusen Logistics (Hong Kong) Limited	HK\$ 55,000,000	100.00%	航空運送代理店業 貨物利用運送事業
Yusen Logistics (Singapore) Pte. Ltd.	SIN\$ 16,950,000	79.30%	航空運送代理店業 貨物利用運送事業 通関業
Yusen Logistics (Europe) B. V.	EUR 51,493,000	64.48%	持株会社

③ 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社との間で資金の移動（預入れ）および借入を行っていますが、預入れ金利及び借入金利については市場金利を考慮して利率を決定するとともに、親会社から一定の独立性が確保された取締役会が、市場動向その他取引に関わる事情を総合的に勘案して取引の可否を判断しており、当該取引は当社利益を害さないことを確認しています。なお、取締役会の判断は社外取締役の意見と同じであり、特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

①グループ経営理念の実践と Transform2025（4つの基本戦略）の更なる浸透

2017年度に制定したグループ経営理念の Vision・Mission・Value（以下、V.M.V）も浸透が進み、Transform2025 活動の一環として、経営陣も参加して従業員との相互意見交換を進める機会を設け、着実な取り組みを継続しています。一方、2018年10月に実施したグループ全従業員に対する Transform2025 浸透度に関するアンケート結果では、「4つの基本戦略」（Global Unity、Insight Focus、Service Quality、Sustainable Growth）の理解度が49%にとどまり、他の「V.M.V」や「9つの行動モデル」に比べて理解度が遅れていることが判明しました。この4つの基本戦略は、顧客対応をはじめとした日々の事業活動の実践に生かしていくために必要不可欠であり、継続して取り組んでまいります。

②内部統制システムの運営強化

当社はコンプライアンス体制の定着や、諸規程の整備による経営管理の統制強化を図っておりますが、グローバルに活動する当社ならびに当社グループでは、業務の適正性を確保するために、社内の諸規程に留まらず国際秩序や社会倫理に沿った企業活動が求められていることを認識しています。当会計年度においては「郵船ロジスティクスグループ行動規範」を刷新し、当該行動規範に違反、または違反を疑われる場合であっても通報・相談を受付け、通報者・相談者が通報や相談をしたことによって不利益な取り扱いを受けない旨を規定しました。今後もグループコンプライアンスの意識の醸成と実効性を確保する取り組みを着実に進めてまいります。

③新執行体制の定着

当事業年度はグループ運営のさらなる機動力強化を図り、顧客志向を強めるため Transform2025 の一環としてグローバルな組織改編準備を進めました。グループ全体を牽引し、寄与するグローバル本社機能を有する組織の新設を準備し、2019年4月1日から運営を開始します。また、従来あった世界を5つに区分した地域別セグメントに加え、主要な事業の運営を強化・明確化し、激変する事業環境や顧客ニーズに柔軟に対応する体制を整えました。2019年度はこれを実行する業務執行体制の定着を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

各国航空船舶会社の代理店、貨物利用運送事業、国際複合一貫輸送事業
およびその代理店業、通関業、倉庫業

(8) 主要な本部・拠点等 (2019年3月31日現在)

当社本社 東京都港区
主要拠点 東日本第一営業本部 (東京都港区)
東日本第二営業本部 (東京都港区)
中日本営業本部 (愛知県名古屋市)
西日本営業本部 (大阪府大阪市)

(9) 当社使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使用人数 (人)	前期末比増減 (人)	平均年齢	平均勤続年数
1,177	+42	38.1歳	12.0年

(注) 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでいます) を記載しています。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (注)	4,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,326 百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする11社によるものです。

(11) その他当社の現況に関する重要な事項

当社は、2018年6月26日開催の定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	160,000,000株
② 発行済株式の総数	42,220,800株
③ 株主数	2名
④ 全株主名簿	
・日本郵船株式会社	42,166,607株 (失念株40株を含む)
・郵船ロジスティクス株式会社	54,193株

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査等委員の状況 (2019年3月31日現在)

<u>氏名</u>	<u>地位</u>	<u>担当および重要な兼職の状況</u>
水島 健二	代表取締役社長	内部監査室、コーポレートデベロップメント部、 予算統括部、経理部、財務部、 イノベーションラボ準備室、投資企画室
神山 亨	代表取締役	グローバル業務システム部、情報システム部、 第一総合開発営業部、第二総合開発営業部、 グローバルBPM部、 品質・パフォーマンス向上推進部、 航空事業部、海上事業部、ロジスティクス事業部 (重要な兼職) 日本郵船株式会社 経営委員
木村 敏行	取締役	日本地域総括 (日本地域改革推進部、業務部、 通関統括室、航空貨物部、海上貨物部、 ロジスティクス営業部、東日本第一営業本部、 東日本第二営業本部、中日本営業本部、 西日本営業本部) (重要な兼職) 郵船ロジテック株式会社 取締役 郵船ロジリンク株式会社 取締役
上田 康彦	取締役	法務部、総務部、人事部、 ブランドコミュニケーション部
太中 稔	取締役	非常勤 (重要な兼職) 日本郵船株式会社グループ経営推進グループ長 郵船商事株式会社 取締役(非常勤)

二見 昭夫 取締役
常勤監査等委員

(重要な兼職)

郵船ロジテック株式会社 監査役
郵船ロジリンク株式会社 監査役
郵船トラベル株式会社 監査役
株式会社トランスロンテナ 監査役

戸田 博史 取締役
監査等委員

非常勤 (社外取締役)

(重要な兼職)

第一三共株式会社 社外取締役
ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア株式会社
シニアアドバイザー

宮内 孝久 取締役
監査等委員

非常勤 (社外取締役)

(重要な兼職)

神田外語大学学長、国連 UNHCR 協会理事、
横浜市教育委員会委員

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりです。

2018年6月26日開催の第64期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。本移行に伴い、取締役全員（8名）の任期が満了し、取締役水島健二氏、神山亨氏、木村敏行氏、上田康彦氏および新たに太中稔氏の5名が監査等委員でない取締役に就任し、取締役二見昭夫氏、社外取締役戸田博史氏、および補欠監査役宮内孝久氏の3名が監査等委員である取締役に就任しています。

なお、取締役倉本博光氏、社外取締役江川豪雄氏、監査役櫻田均氏、中西秀壽氏、佐谷信氏、江上節子氏の6名は同総会終結の時をもって退任しました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、定款第23条第2項により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限定額は、1,500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としています。

また、当社は、第64期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款の附則に定めています。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く）	9名	131百万円
（うち社外取締役）	（3名）	（6百万円）
取締役（監査等委員）	3名	33百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（14百万円）
監査役	5名	17百万円
（うち社外監査役）	（3名）	（6百万円）
合計	17名	181百万円
（うち社外役員）	（8名）	（26百万円）

※上記支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役13百万円、監査役3百万円）が含まれています。なお、役員賞与につきましては支給実績がありませんでしたので、上記には含まれていません。

⑤ 当該事業年度に支払った役員退職慰労金

2018年6月26日開催の第64期定時株主総会において、「退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」が決議され、退任した取締役および監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりです。

- ・取締役2名に対し107百万円
- ・監査役4名に対し54百万円

⑥ 監査等委員に関する事項

- (i) 監査等委員会設置会社として、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会は、二見昭夫氏を常勤の監査等委員としています。
- (ii) 取締役（監査等委員）戸田博史氏および宮内孝久氏は社外取締役です。
- (iii) 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また決裁稟議書ならびに重要な会議の議事録等の閲覧を通じ、経営の意思決定過程及び内部統制システムの運用状況の確認を行っています。さらに常勤監査等委員を中心にその他の重要な会議にも出席し、業務、会計の状況調査、取締役の業務執行の状況を確認しています。
- (iv) 監査等委員は、会計監査人との連携を密に行うために会合を開催し、監査方針、監査計画の確認、会計監査の実施状況等について意見交換、情報交換を行っています。

⑦ 社外役員に関する事項

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役監査等委員 戸田博史氏は、第一三共株式会社社外取締役、ベアリング・プライベート・エイト・アジア株式会社 シニアアドバイザーです。
 - ・取締役監査等委員 宮内孝久氏は、神田外語大学学長、国連 UNHCR 協会理事、横浜市教育委員会委員です。
 - ・当社は第一三共株式会社、ベアリング・プライベート・エイト・アジア株式会社、神田外語大学、国連 UNHCR 協会および横浜市教育委員会との間に特別な関係はありません。
- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
- ・該当する役員はいません。

(iii) 当該事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況等

取締役監査等委員 戸田 博史 当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席
2018 年 6 月 26 日就任以降、当事業年度開催の監査等委
員会 11 回のうち 11 回に出席

取締役監査等委員 宮内 孝久 2018 年 6 月 26 日就任以降、当事業年度開催の取締役会
13 回のうち 10 回に出席
2018 年 6 月 26 日就任以降、当事業年度開催の監査等委
員会 11 回のうち 10 回に出席

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	55 百万円

(注)

当社の重要な子会社のうち、Yusen Logistics (Americas) Inc.、Yusen Logistics (Hong Kong) Limited、Yusen Logistics (Singapore) Pte. Ltd. および Yusen Logistics (Europe) B.V. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会によって選定された監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の概要

当社は、「VISION」、「MISSION」、「VALUE」で構成される「グループ経営理念」の実現を日指してコーポレートガバナンス基本方針を制定しており、本基本方針に沿ってコンプライアンス活動や内部監査活動と一体的に運営される以下の内部統制システムの整備を鋭意進めています。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

常勤の監査等委員を配置し、監査等委員会の事務は取締役会事務局が補助し、監査等委員の職務遂行は内部監査室がこれを補助します。

② 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

前項の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動や人事評価に関し、監査等委員会の意見を尊重します。監査等委員は、その職務の遂行及び監査等委員会の事務に関し、前項の使用人を直接指示できる体制を整えます。

なお、監査等委員の職務の執行を補助する内部監査室および監査等委員会に関する事務を取り扱う取締役会事務局の使用人の独立性に関し、監査等委員会は取締役会に対し当該事項の整備、改善を要望する権限を有しています。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人等は、その管掌・担当する部門の業務の執行状況を監査等委員会に適宜報告します。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告します。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人等は、監査等委員会の求めに応じて報告します。

当社のコンプライアンス・ヘルプライン規則に基づいて内部通報に応じる窓口部署は、内部通報制度の運用状況や通報内容を、監査等委員会に定期的に報告します。

④ 当社の子会社の取締役等、会社法第598条第1項の職務を行うべき当社の監査等委員会に報告するための体制者その他これらの者に相当するものおよび使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、法令および関係会社管理規程に定められた事項の他、当社の監査等委員から報告を求められた事項については、速やかに報告します。当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、第13項(③)に定める運用要領に沿って監査等委員会への情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告します。

⑤ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

通報者が内部通報制度に基づいて不正の目的なく通報したことを理由として、同人に対して不利益な取り扱いを行ってはならない旨をコンプライアンス・ヘルプライン規則に定めています。

⑥ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法第399条の13第1項第1号ロ）

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会の決議に基づく監査費用の予算をはじめとする同委員会の職務の遂行について、同委員会が必要と認める費用の申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、同委員会からその他の費用の請求があった場合には、監査等委員会規則に基づき速やかに支払います。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

監査等委員会、会計監査人、内部監査室、執行役員会は、適宜意見交換を行い十分な意思疎通を図ります。当社は、監査等委員会と社長執行役員、内部監査室、グループ会社を主管する部署との連携を図り、情報収集や調査に対しては、選定監査等委員が監査の実施を確保するために留意します。

⑧ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社は、郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則その他の社規程を制定しています。更に、コンプライアンス研修、通関研修その他各種研修による知識の習得および法令遵守意識の徹底を行います。補助者を起用した適切な役員会運営を実施します。実情に応じた部門間横断組織を設置し、コンプライアンス委員会の定期開催、年度毎のコンプライアンス計画の策定、実行、確認。定期・随時の内部監査の実施、コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報制度）を活用した違法行為の早期発見体制の構築に努めます。

⑨ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社の文書管理の基準となる文書管理規則、情報セキュリティ規程、その他社規程を定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理します。

⑩ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社を取り巻く各種リスクは、担当部署毎に関連する業務に係るリスクの把握に努め、コンプライアンス委員会に報告する体制を整え、半期毎に具体的な行動計画を策定し、適切なリスク管理を行います。投資リスクに対しては、投資検討委員会にてリスクの分析・評価等の精査を行うとともに投資効果の検証を行います。大規模災害や障害等にもなう会社資産の滅失や事業機会の損失等のリスクに対しては、事業継続計画（BCP）の基本方針を定め、大規模災害等への危機管理体制を構築します。大規模災害や障害等にもなう会社資産の滅失や事業機会の損失等のリスクに対しては、事業継続計画（BCP）の基本方針を定め、大規模災害等への危機管理体制を構築します。BCPは随時見直しを行い、その実効性を毎年検証し、「事業継続マネジメント会議」に報告した上で改善を行います。

⑪ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

当社は、取締役会規則、監査等委員会規則、執行役員会規則および職務権限規程において、権限委譲を含む経営の意思決定権限の基準を定め、効率的かつ迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現する体制を確保します。また、取締役会が実効性を伴った運営がなされているか、年1回の実効性評価を実施し、効率性を含めた運営改善に努めます。

当社は、総務部内に「取締役会事務局」を設置し、取締役会および執行役員会に上程される付議・報告事項が、各規則の付議基準に沿って適切になされているか検証するとともに、決議事項を社内伝達するなど、取締役の職務の執行を支援する体制を整えます。

⑫ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制**

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則その他の社規程を制定し、コンプライアンス研修、通関研修その他各種研修による知識の習得および意識の徹底を図ります。また、コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報制度）を活用した違法行為の早期発見体制を構築します。コンプライアンス委員会の定期開催、年度毎のコンプライアンス計画の策定、実行、確認や内部監査室による定期・随時の内部監査の実施に加え、法務部を設置し、法務相談など使用人に対する随時のコンプライアンス対応を進めます。

⑬ **企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

世界を日本、米州、欧州、東アジアおよび南アジア・オセアニアの5つの地域に区分し、各地域の運営責任者として当社の執行役員である地域総括（CRO）を置き、権限を委譲します。CROは、国内・海外関係会社管理規程に基づいて、各地域に属する個別法人を統轄します。定期的に地域総括会議を開催し、各地域の経営計画の進捗状況、経営課題と対策を討議し、当社グループ内の統制と管理を行います。当社は、当社グループのコンプライアンス推進組織として法務部を設置します。海外法人主管長は、コンプライアンス担当者を置くとともにコンプライアンス違反が発生した場合は、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）に対し報告を行います。当社の内部監査部門は計画的に当社グループ会社への内部監査を行い、必要に応じて助言・指導を行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における主要な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 経営トップを含めた取締役会の取り組み

グループ経営理念を構成する「VISION」、「MISSION」、「VALUE」の浸透や、長期的な経営計画である Transform 2025 の推進を企図して、「Transform の日」と称する従業員との相互対話型集会を適宜開催するなど企業の一体感を醸成し、目指すべき方向性を明確化する施策を実施してきました。また、世界に展開する当社グループの市場や顧客志向の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、内部統制強化の均衡を目指して業務執行機関の大幅な組織改革の準備に着手しています。

② 取締役ならびに取締役会に関わる取り組み状況

- (i) 当社取締役会は、業務執行取締役4名、非常勤取締役1名、常勤監査等委員1名、社外取締役である非常勤監査等委員2名の計8名で構成し、毎月1回の定例開催のほかに、緊急案件がある場合は臨時取締役会を開催（当期は2回開催）しています。
- (ii) 取締役会においては、取締役会規則に定める付議基準に沿って、社長執行役員を長とする執行役員会の意思決定や業務執行状況について、社外役員の視点も含め自由闊達な議論による審議決議を行い、また報告を受け、業務執行取締役の職務の執行が法令・定款に適合することや効率的な職務遂行が行われていることを確認しています。
- (iii) 取締役会の実効性について、年1回アンケート調査による評価実施と議論を行い、更なる実効性の向上に向けて、課題の洗い出しと改善に向けた取り組みを実施しています。また、取締役会事務局を設置し、社外役員に対する事前情報提供を始めとする効率的な取締役会運営に努めています。

③ 監査等委員会に関わる取り組み状況

- (i) 当社の監査等委員会は「監査等委員会規則」に基づいて運営されており、常勤者である選定監査等委員（常勤監査等委員）が委員長を務め、他に社外取締役である非常勤監査等委員2名の合計3名で構成されています。監査等委員会の事務は取締役会事務局が補助し、監査等委員の職務遂行は内部監査室がこれを補助しています。
- (ii) 監査等委員会の補助スタッフの監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該スタッフの人事異動や人事評価に関し、取締役会は監査等委員会の意見を尊重し、監査等委員は、その職務の遂行および監査等委員会の事務に関し、補助スタッフに直接指示できる体制を整えています。

- (iii) 当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）、執行役員および使用人は、その管掌・担当する部門の業務の執行状況を監査等委員会に適宜報告しています。監査等委員の職務執行を補助する内部監査室からは、業務執行機関の内部監査結果の報告を受け、グループ全体の監査業務に役立てています。
- (iv) コンプライアンス・ヘルプライン規則に基づいて内部通報に応じる窓口部署は、内部通報制度の運用状況や通報内容を、監査等委員会に適宜報告しています。
- (v) 監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に際し必要となる当期費用を確保するため、監査等委員会の決議に基づき当該費用を代表取締役社長に報告し、必要と認める一定額の予算を確保しました。
- (vi) 常勤監査等委員は執行役員会に毎回出席し、業務執行状況の情報収集を行うとともに会計監査人、内部監査室との意見交換を通じて監査部門との意思疎通を進めました。

④ リスク管理に関わる取り組み状況

- (i) 当社の各部署および海外を含む各グループ会社は、年間を通じて、リスクマネジメント手法（リスクの洗い出し、対応策の策定・実施、評価）に基づき、担当する業務に関わるリスクの把握と管理を行っています。各執行役員は、担当部署における重要リスクの管理状況を年2回開催するコンプライアンス委員会に報告しています。
- (ii) 投資リスクに関しては、投資検討委員会において事業機会の創出や損失リスクを様々な角度から精査・検証した上で機関決議を行う体制を採っています。
- (iii) 大規模災害に関しては、会社資産の滅失・棄損や事業機会の損失等のリスクに関わる「事業継続の基本方針」を定めており、各種行動マニュアルを準備し、代表取締役社長を議長とする事業継続マネジメント会議（BCM 会議）を年2回開催しています。その他、大規模地震対応模擬訓練や安否確認訓練を通じて危機管理体制の実効性確保に努めています。

⑤ コンプライアンスに関わる取り組み状況

- (i) コンプライアンス推進規則に基づき、代表取締役社長を委員長、全執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を年2回（4月、11月）開催し、グループコンプライアンス推進活動や内部通報制度の運用状況および個別事案の確認等を行いました。
- (ii) 2018年9月に郵船ロジスティクスグループ行動規範を改定し、その周知活動の一環として当社およびグループ会社、全役員・従業員を対象とするe-ラーニングを実施、10,713名が学習を修了しました。
- (iii) 2019年1月に従業員向けのコンプライアンス総点検（アンケート調査）を実施し、職場におけるコンプライアンスの浸透度を確認しました。各部署長は自部署のアンケート結果に基づき現況と課題を分析の上、職場のコンプライアンス意識向上のため、従業員との対話の場を設けました。

⑥ 当社グループ内部統制体制に関する取り組み状況

- (i) グループ会社の経営管理については、世界を日本、米州、欧州、東アジアおよび南アジア・オセアニアの5つの地域に区分し、各地域の中核拠点に運営責任者として当社の執行役員を地域総括（CRO）として配置しています。各CROは、職務権限規程により委譲された一定の権限に従い迅速な意思決定を行い、国内・海外関係会社管理規程に基づき傘下の個別法人を統轄しています。
- (ii) 定期的に地域総括会議を開催し、各地域の経営計画の進捗状況、経営課題と対策を討議し、当社グループ内の統制と管理を行っています。当社グループのコンプライアンス推進組織である法務部は、各CROに対し傘下の個別法人に配置されたコンプライアンス担当者を集めた地域毎のコンプライアンス担当者会議の開催を要請するとともに陪席し、コンプライアンス意識の啓蒙や各地域に根ざした実践的なコンプライアンス活動を行っています。
- (iii) 前項で示した予防的なコンプライアンス活動に限らず、コンプライアンス違反が発生した場合にはCROを経由して当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）に対し速やかに報告される体制を整えています。
- (iv) 加えて、当社の内部監査部門は社長の指揮命令の下、内部監査計画に基づいて当社グループ会社に対する内部監査を実施しており、必要に応じて助言・指導を行っています。監査結果は、直接社長に報告された上で常勤監査等委員にも情報提供されています。

事業報告の附属明細書 (第65期)

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

郵船ロジスティクス株式会社

東京都港区芝公園二丁目11番1号

第65期 事業報告の附属明細書

1. 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社との間で資金の移動（預入れ）および借入を行っていますが、預入れ金利及び借入金利については市場金利を考慮して利率を決定するとともに、親会社から一定の独立性が確保された取締役会が市場動向その他取引に関わる事情を総合的に勘案して取引の可否を判断しており、当該取引は当社利益を害さないことを確認しています。なお、取締役会の判断は社外取締役の意見と同じであり特記すべき事項はありません。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

郵船ロジスティクス株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 田 智 也	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 木 拓 磨	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 島 稔	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、郵船ロジスティクス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月31日

郵船ロジスティクス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 二見 昭夫 ㊟

監査等委員 戸田 博史 ㊟

監査等委員 宮内 孝久 ㊟

- 注) 1. 監査等委員 戸田博史および宮内孝久の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2018年6月26日開催の第64期定時株主総会の決議により、2018年6月26日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年4月1日から2018年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

